

兵庫県公報

平成20年11月7日 金曜日 第2029号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
換地処分に伴う猪名川町の区域内における字の区域変更（市町振興課）.....	1
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）.....	3
市営土地改良事業の計画変更同意（同）.....	3
公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）.....	4
公 告	
平成20年度兵庫県葉事功労者表彰（葉務課）.....	4
地域森林計画の樹立及び一部変更（林務課）.....	4
大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）.....	6
入札公告（県立大学）.....	7
病院局公告	
落札者等の公示（県立尼崎病院）.....	8
同 上（同）.....	9
同 上（県立淡路病院）.....	9
同 上（県立こども病院）.....	10
選挙管理委員会告示	
平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	10
公安委員会規則	
警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則	10

公布された法令のあらまし

- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第11号）
国民生活金融公庫等の統合により、新たに株式会社日本政策金融公庫が設立されたことに伴い、字句の整理を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1107号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、猪名川町の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、猪名川町長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年11月7日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字

笹 尾	材ノ前	1の3 2の3	笹 尾	加 門 田		
	箱 石	1の2 3の5 5の1				
	大 藪	1 2 4 5) 6 7の1 7の2 8から11まで 12の1 から12の3まで 13から15まで 18から23まで 25の1 27の一部 28の一部 29の一部 30 31			笹 尾	東 大 藪
	高 町	3の1 5の1 6から8まで 9の1 9の2 9の4 10の1 10の2 11の3 12 13 14の1 14の2 15 15の1 16から18まで				
	大 田	3の2 3の4 3の8 4の6 7の5 8 8の1 9の1から9の4まで 10の1 10の2 11の2から11の 4まで 13の2 13の4 16の1の一部 23の1 26の1 26の5 27の1 27の2 28の1 28の2 29 30の1 30の2 31の1 31の6 32の3				
箱 石	19の3 20の1 21 22の1					
清 水	八ノ坪	15の一部 16の一部 17から20まで				
清 水 東	大 藪	1 1の1 2から5まで 6の一部 7の一部				
笹 尾	大 田	1の2 2 2の1 3の16 3の17 4の1 4の3か ら4の5まで 6の2 7の1 7の2 12の1 12の2 14の1 15 16の1の一部 17の1 18の1 18の2 19 20の2 20の3 24の2 25の1 25の2 26の2 32の 1 32の2	笹 尾	西 大 藪		
	箱 石	16から18まで 19の1 23 24の1 25の1から25の5ま で 27の4 29の3				
	大 藪	27の一部 28の一部 28の12 28の14 29の一部			清 水 東	大 藪
清 水	八ノ坪	15の一部 16の一部				

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字笹尾字加門田30の地先の大字笹尾字箱石の道路である公有地の全部は、大字笹尾字加門田に編入する。

また、大字笹尾字黒添工27の1、28の1に隣接する大字笹尾字ヘイソへの道路である公有地の全部は、大字笹尾字黒添工に編入する。

また、大字笹尾字高町31の1の地先の大字笹尾字大藪の水路である公有地の全部は、大字笹尾字東大藪に編入する。

また、大字笹尾字大田1の2、2の1、3の16に隣接する大字笹尾字高町の道路、水路である公有地の全部は、大字笹尾字西大藪に編入する。

また、大字清水東字大藪8の地先の大字清水字八ノ坪の道路である公有地の全部及び大字清水東字大藪9の1の地先の大字清水字八ノ坪の道路、水路である公有地の全部は、大字清水東字大藪に編入する。

備考 地番は、平成20年7月7日現在の地番である。

兵庫県告示第1108号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年11月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県加古土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	二 重 剛	加古郡稲美町加古370番地の2
同	西 川 光 夫	同 郡同 町加古436番地の3
同	坂 田 洋 一	同 郡同 町加古1003番地
同	古 谷 英 彦	同 郡同 町加古1256番地の13
同	井 上 安 男	同 郡同 町加古2038番地
同	松 尾 重 信	同 郡同 町加古2214番地
同	前 田 貞 和	同 郡同 町加古2775番地の4
同	林 英 昭	同 郡同 町加古3218番地
同	福 田 哲 男	加古川市神野町福留113番地の1
同	福 田 眞左男	加古郡稲美町加古3898番地の1
同	松 尾 光 信	同 郡同 町加古4072番地
同	大 西 成 己	同 郡同 町加古4655番地
監 事	西 川 宏	同 郡同 町加古433番地の1
同	松 井 忠 一	同 郡同 町加古3137番地の2
同	福 田 幹 夫	同 郡同 町加古3772番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 本 義 春	加古郡稲美町加古415番地の9
同	栗 林 勝 美	同 郡同 町加古518番地の1
同	坂 田 洋 一	同 郡同 町加古1003番地
同	小 野 博 正	同 郡同 町加古1291番地
同	井 上 安 男	同 郡同 町加古2038番地
同	松 尾 重 信	同 郡同 町加古2214番地
同	山 口 剛	同 郡同 町加古2529番地
同	林 英 昭	同 郡同 町加古3218番地
同	福 田 哲 男	加古川市神野町福留113番地の1
同	福 田 義 清	加古郡稲美町加古3670番地の2
同	荒 田 昭	同 郡同 町加古4312番地の1
同	大 西 成 己	同 郡同 町加古4655番地
監 事	西 川 宏	同 郡同 町加古433番地の1
同	末 澤 貞 美	同 郡同 町加古1358番地の3
同	西 川 實	同 郡同 町加古4684番地の4

兵庫県告示第1109号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年11月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
淡路市	中山間地域総合整備事業 (一般型)	山田地区	平成20年10月23日

兵庫県告示第1110号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成20年11月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(4級基準点測量)
- 2 作業期間
平成20年7月8日から同年10月20日まで
- 3 作業地域
尼崎市武庫元町

公 告

平成20年度兵庫県薬事功労者表彰

表彰規則(昭和38年兵庫県規則第80号)第2条第4号の規定により、平成20年10月23日に次の者を表彰した。

平成20年11月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 氏名及び住所

秋 永 照 子	尼崎市
位 田 雅 保	高砂市
岡 野 吉 秀	明石市
笠 井 秀 一	神戸市東灘区
數 田 直 惣	南あわじ市
河 本 由紀子	宝塚市
谷 昇 平	神戸市垂水区
藤 原 幹 夫	宝塚市
三 木 孝 司	姫路市
祐 本 芳 明	姫路市
- 2 功績内容
永年にわたり薬事衛生業務に従事し、県民の保健衛生の向上に多大の貢献をした。

地域森林計画の樹立及び一部変更

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、揖保川地域森林計画を樹立し、並びに同条第4項の規定により加古川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更するので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、兵庫県に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成20年11月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 樹立又は一部変更する地域森林計画区の名称等及び縦覧場所

区分	名称及び区域	計画期間	縦覧場所
加古川地域森林計画の一部変更	<加古川森林計画区> 神戸市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 川辺郡 多可郡 加古郡	平成19年4月1日から 平成29年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 神戸県民局地域振興部 神戸農林水産振興事務所 阪神南県民局地域振興部農林課 阪神北県民局地域振興部 宝塚農林振興事務所 東播磨県民局地域振興部 加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局地域振興部 社農林振興事務所 丹波県民局地域振興部 柏原農林振興事務所 淡路県民局地域振興部 洲本農林水産振興事務所
揖保川地域森林計画の樹立	<揖保川森林計画区> 姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	平成21年4月1日から 平成31年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 中播磨県民局地域振興部 姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局地域振興部 上郡農林水産振興事務所 西播磨県民局地域振興部 龍野農林振興事務所
円山川地域森林計画の一部変更	<円山川森林計画区> 豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	平成17年4月1日から 平成27年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局地域振興部 豊岡農林振興事務所 但馬県民局地域振興部 和田山農林振興事務所

2 縦覧期間

公告の翌日から30日間



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年11月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 プリエ姫路
所在地 姫路市豆腐町字万燈229ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
神戸S C開発株式会社	松村 祐一	神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号
西日本旅客鉄道株式会社	山崎 正夫	大阪市北区芝田二丁目4番24号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
(仮称)姫路駅高架下S C
 - イ 変更後
プリエ姫路
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	法人の代表者の氏名	住所
株式会社ジエアル西日本テイクサービスネット	別枝 隆	大阪市北区梅田三丁目2番14号
株式会社ジュンク堂書店	工藤 恭孝	神戸市中央区三宮町一丁目6番18号
外未定		
 - イ 変更後

名称	法人の代表者の氏名	住所
株式会社ジエアル西日本テイクサービスネット	別枝 隆	大阪市北区梅田三丁目2番14号
株式会社ジュンク堂書店	工藤 恭孝	神戸市中央区三宮町一丁目6番18号
外49者		
- 4 変更年月日
平成20年10月22日
- 5 届出年月日
平成20年10月22日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成20年11月7日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成21年3月9日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年11月7日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大原 義 弘

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

ナノインプリントモールド離型評価原子間力顕微鏡システム 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書等で指定する性能等を有すること。

(3) 納入期限

平成21年3月27日

(4) 納入場所

兵庫県立大学高度産業科学技術研究所内の指定した場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 参加申込の場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号

兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所 担当 宮本

電話（0791）58-0249

(2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成20年11月7日（金）から同月19日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成20年12月12日（金）午前11時

兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所1階 大会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成20年12月9日（火）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金（以下「保証金」という。）を平成20年12月10日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の保証金（保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（入札日から平成20年12月18日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書及び仕様書で示した調達を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

病 院 局 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成20年11月7日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立尼崎病院長 藤原久義

1 落札に係る物品等の名称及び数量

医用画像情報システム 一式

2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地

県立尼崎病院 尼崎市東大物町1-1-1

3 落札者を決定した日

平成20年10月2日

4 落札者の名称及び住所

アイネット・システムズ株式会社 大阪市中央区南船場2 - 9 - 8

- 5 落札金額
81,690,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般
- 7 入札公告をした日
平成20年8月19日

~~~~~

落札者等の公示

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成20年11月7日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立尼崎病院長 藤原久義

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
人工透析システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立尼崎病院 尼崎市東大物町1 - 1 - 1
- 3 落札者を決定した日  
平成20年10月2日
- 4 落札者の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5 - 4 - 8
- 5 落札金額  
67,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成20年8月19日

~~~~~

落札者等の公示

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成20年11月7日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県立淡路病院長 横山光宏

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
医用画像情報管理システム 一式
 - 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
県立淡路病院 洲本市下加茂1 - 6 - 6
 - 3 落札者を決定した日
平成20年10月2日
 - 4 落札者の名称及び住所
富士フィルムメディカル株式会社神戸営業所 神戸市兵庫区中道通9 - 7 - 14
 - 5 落札金額
71,400,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般
 - 7 入札公告をした日
平成20年8月19日
- ~~~~~

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成20年11月7日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立こども病院長 丸尾 猛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ガンマカメラ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
県立こども病院 神戸市須磨区高倉台1-1-1
- 3 落札者を決定した日
平成20年10月2日
- 4 落札者の名称及び住所
ジーイー横河メディカルシステム株式会社神戸支店 神戸市中央区港島南町5-5-2
- 5 落札金額
56,941,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般
- 7 入札公告をした日
平成20年8月19日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第72号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年11月7日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上 寿 浩

2 老人ホームの表西宮市の項中

「

特別養護老人ホーム セントポーリア愛の郷	同 市山口町上山口1584-1
----------------------	-----------------

」

を
「

特別養護老人ホーム セントポーリア愛の郷	同 市山口町上山口1584-1
特別養護老人ホーム メヌエット東館	同 市浜脇町4-33

」

に改める。

公安委員会規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月7日

兵庫県公安委員会
委員長 小 倉 修 悟

兵庫県公安委員会規則第11号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則（昭和36年兵庫県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第16号（2枚目表）中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。